

## ○鹿児島県公安委員会表彰規程

(平成28.2.8  
鹿児島県公安委員会規程1)

改正 前略…平成30.3公規程2

鹿児島県公安委員会表彰規程(昭和38年鹿児島県公安委員会規程第3号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

本条…一部改正(平成29.5公規程3)

(表彰の種類)

第2条 公安委員会が行う表彰は、表彰状及び感謝状とする。

本条…一部改正(平成29.5公規程3)

(表彰状の授与)

第3条 表彰状は、警察職務の遂行に関し、県民等から賞賛又は感謝されるなど警察の威信を大いに高め、特に顕著な功労があったと認められる鹿児島県警察の職員又は特に顕著な業績があったと認められる鹿児島県警察の部署に対して授与する。

本条…追加(平成23.11公規程3)、一部改正(平成29.5公規程3)

(感謝状の授与)

第4条 感謝状は、警察運営又は警察活動に協力し、顕著な功労があったと認められる鹿児島県警察の職員以外の者又は鹿児島県警察以外の団体に対して授与する。

旧3条…一部改正し繰下(平成23.11公規程3)、本条…一部改正(平成29.5公規程3)

(副賞の授与)

第5条 第3条又は第4条の規定により、公安委員会表彰を行うときは、別表に定める基準により、副賞を付与することができる。

本条…追加(平成30.3公規程2)

(表彰の上申)

第6条 警察本部長は、前2条に規定する表彰の対象に該当すると認める者がいるときは、公安委員会に上申するものとする。

[鹿児島警42]・

第1編 公安委員会 鹿児島県公安委員会表彰規程

---

本条…追加〔平成29.5公規程3〕、旧5条…繰下〔平成30.3公規程2〕

(表彰の決定)

第7条 表彰の決定は、公安委員会の協議により行うものとする。

本条…追加〔平成23.11公規程3〕、旧5条…一部改正し繰下〔平成29.5公規程3〕、旧6条…繰下〔平成30.3公規程2〕

(表彰の記録)

第8条 公安委員会は、表彰を行ったときは、表彰台帳(別記様式)にその内容を記録するものとする。

本条…追加〔平成29.5公規程3〕、旧7条…繰下〔平成30.3公規程2〕

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、公安委員会が行う表彰に関し必要な事項は、別に定める。

本条…追加〔平成29.5公規程3〕、旧8条…繰下〔平成30.3公規程2〕

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成23.11.22公規程3)

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成29.5.18公規程3)

この規程は、平成29年5月25日から施行する。

附 則 (平成30.3.22公規程2)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

副賞基準金額表

| 表彰の種類 | 金額        | 備考    |
|-------|-----------|-------|
| 表彰状   | 2,000円以内  | 1件1人  |
|       | 3,000円以内  | 1件1部署 |
| 感謝状   | 5,000円以内  | 1件1人  |
|       | 10,000円以内 | 1件1団体 |

本表…追加(平成30.3公規程2)

